

全人代常務委員会
「中華人民共和国反不正当競争法（改正草案）」

2017年2月26日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国

反不正競争法（改正草案）

第一章 総則

第一条 社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公正競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するために、本法を制定する。

第二条 経営者は、市場取引の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。

本法にいう不正競争行為とは、経営者が前項の規定に違反して、不正の手段で市場取引に従事し、他の経営者の合法的な権益を損ね、競争秩序を攪乱する行為をいう。

本法にいう経営者とは、商品の経営又は営利的役務（以下、「商品」という場合は役務を含む）に従事する自然人、法人及びその他組織をいう。

第三条 各級人民政府は、措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。

国務院は、反不正競争業務の調整体制を構築し、反不正競争に関する重大な政策を研究、決定し、競争秩序の維持に関する重大な問題を調整、処理する。

第四条 県級以上の人民政府における工商行政管理職責を行使する部門（以下、「工商行政管理部門」という）は、不正競争行為に対し摘発を行う。法律又は行政法規にその他の部門が摘発を行う旨が規定されている場合は、その規定に従う。

第五条 国は、あらゆる組織及び個人が不正競争行為に対し社会監督を行うことを奨励、支持又は保護する。

国家機関及びその職員は、不正競争行為を支持し、又は庇ってはならない。

第二章 不正競争行為

第六条 経営者は、次に掲げる不正の手段を用いて市場取引に従事してはならない。

（一）知名商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、又は知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の知名商品との混同を生じさせ、人々に当該知名商品である

と誤認させること。

(二) 他人の企業名称及びその略称、屋号、又は他人の名前、ペンネーム、芸名、又は社会組織の名称及びその略称を無断で使用し、人々に他人の商品であると誤認させること。

(三) 他人のドメインの主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ及びチャンネル、番組、コラムの名称及び標識等を無断で使用し、人々に他人の商品であると誤認させること。

(四) 他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆をミスリードすること。

第七条 経営者は、財物又はその他の手段を用いて取引相手又は取引に影響を与え得る第三者に対して賄賂を行ってはならない。取引相手又は取引に影響を与え得る第三者は、賄賂を受け取ってはならない。

経営者が取引活動において明示の方式により取引相手に割引を支払い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。経営者が取引相手に割引を支払い、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割引、コミッションを受け取った経営者も事実通りに記帳しなければならない。

経営者の職員が賄賂を利用して経営者のために取引チャンス又は競争優位性を獲得した場合、経営者自身の行為であると認定しなければならない。但し、経営者は、これが職員の個人行為であることを証明できる証拠がある場合は、この限りではない。

本条第一項にいう「取引に影響を与え得る第三者」とは、職権を利用して取引に影響を与え得る組織又は個人のことをいう。

第八条 経営者は、広告又はその他の方法を利用して、虚偽又は人々の誤解を招く商業宣伝に従事してはならず、虚偽の取引を行ってはならない。

第九条 経営者は、次に掲げる営業秘密の侵害行為を実施してはならない。

(一) 窃取、賄賂、脅迫又はその他不正の手段を用いて、権利者の営業秘密を取得すること。

(二) 前号の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。

(三) 取り決めに違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、把握した営業秘密を開示、使用し、又はその使用を他人に許諾すること。

本法にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者に

より相応する秘密保持措置が講じられた技術情報及び経営情報をいう。

第十条 次に掲げる行為は、営業秘密を侵害する行為に該当する。

(一) 営業秘密権利者の職員、元職員は、本法第九条第一項に規定された行為を実施した場合。

(二) 第三者は、営業秘密の出所が本法第九条第一項に規定された不法ルートに該当することを明らかに知り、又は知るべきでありながら、これを獲得、開示、使用し、又はその使用を他人に許諾した場合。

国家機関の職員、弁護士、登録会計士等の専門人員は、職責を履行する中で知った営業秘密に対して秘密保持をしなければならない。

第十一条 経営者が商品を販売するときに、購買者の意思に違背して商品の抱合せ販売をしてはならず、その他の不合理な条件を付加してはならない。

第十二条 経営者の懸賞販促において、次に掲げる状況が存在してはならない。

(一) 設定された懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品等の懸賞販促に関する情報を明示せず、景品交換に影響を与えること。

(二) 懸賞があることを偽り、又は意図的に内定者を当選させる詐欺的な方法を用いて懸賞販促を行うこと。

(三) 抽選式懸賞販促で、最高賞の金額が二万元を超えること。

第十三条 経営者は、虚偽の事実を捏造し、又は散布することにより、競争相手の商業上の信用又は商品の評判を損ねてはならない。

第十四条 経営者は、技術手段を利用し、インターネット分野において、次の各号に掲げるユーザーの選択に影響を与え、他の経営者の正常な経営を妨害する行為を実施してはならない。

(一) 許諾を得ずに、他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又は役務にリンクを挿入し、強制的にターゲットジャンプさせること。

(二) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務を修正、閉鎖、アンインストールするようユーザーをミスリード、欺罔、脅迫すること。

(三) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務の正常な動作を妨害又は破壊すること。

(四) 他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又は役務に対して、悪意に非互換を実施すること。

第十五条 経営者が本法第二条の規定に違反し、かつ、本法第二章第六条から第十四条並びに関連する法律、行政法規に明確な規定がない場合、競争秩序を嚴重に破壊し、確かに摘発が必要とされている市場取引行為に対して、国务院工商行政管理部門にて、或いは国务院工商行政管理部門が国务院関連部門と共同で研究を行い、不正競争行為に該当すると認定すべきである旨の意見を提出し、国务院に報告して決定してもらう。

第三章 監督検査

第十六条 監督検査部門は、不正競争行為を調査する際に、次に掲げる職権を行使する権利を有する。

(一) 不正競争行為の疑いのある経営場所に立ち入って検査を行うこと。

(二) 調査を受ける経営者、利害関係者及びその他の関係組織、個人に訊問し、なお、証明材料又は不正競争行為に関するその他の資料を提供するよう要求すること。

(三) 不正競争の疑いのある行為に関連する協議、帳簿、証票、書類、記録、業務上書簡電報及びその他の資料を調べ、複製すること。

(四) 調査を受ける経営者に対して、不正競争行為を停止し、関連する財物の出所及び数量を説明するよう命じること。

(五) 不正競争行為の疑いのある関連財物を差押え、押収すること。

(六) 不正競争行為の疑いのある経営者の銀行口座及び預金に関する会計証票、帳簿、取引明細書等を確認すること。

第十七条 監督検査部門及びその職員は、不正競争行為の監督検査を行う際に、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。

第十八条 監督検査部門が不正競争行為の監督検査を行う際は、検査を受ける経営者、利害関係者及びその他関連組織、個人は、事実通りに関連する資料又は状況を提供しなければならない。

監督検査部門が不正競争行為の抽出検査を行う際は、検査対象を任意に抽出し、法執行検査員を任意に派遣し、なお、抽出検査の状況及び処理の結果を速やかに社会に公開しなければならない。

第十九条 いかなる組織又は個人も、監督検査部門に不正競争行為を通報する権利を有する。監督検査部門は、通報を受理する電話番号、郵便ボックス又は電子メールアドレスを

社会に公開し、通報を受理する職員を配置しなければならない。実名通報者に対して、監督検査部門は処理の結果を告知し、かつ秘密を保持しなければならない。

第四章 法的責任

第二十条 経営者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負わなければならない。

経営者は、不正競争行為により合法的な権益が損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

第二十一条 経営者が本法第六条第一項から第三項の規定に違反した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が五万元以上である場合、違法経営額の五倍以下の過料を併科することができ、違法経営額がない又は違法経営額が五万元未満の場合、二十五万元以下の過料を併科することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。

経営者が本法第六条第四項の規定に違反した場合、監督検査部門は、一ヶ月以内に名称変更登記を申請するよう経営者に命じる。期限が過ぎても変更登記の申請を提出しない場合、監督検査部門は、前項の規定により処罰を行い、なお、元の企業登記機関により、かかる名称を企業信用情報開示システムから削除し、統一社会信用コードでかかる名称を代替し、かつ、経営異常名簿に載せる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。

第二十二条 経営者が本法第七条の規定に違反し、他人に賄賂を使い又は賄賂を受け取った場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上三百万元以下の過料に処する。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。

第二十三条 経営者が本法第八条の規定に違反した場合、「中華人民共和国広告法」の規定により処罰する。「中華人民共和国広告法」に規定がない場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、二十万以上百万元以下の過料に処する。情状が重い場合、百万元以上二百万元以下の過料に処し、なお、営業許可証を取り上げることができる。

第二十四条 経営者が本法第九条の規定に違反し、又は第三者が本法第十条に違反して、営業秘密を侵害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。

営業秘密権利者の職員、元職員が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、

監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以下の過料に処する。

国家機関の職員が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、任免機関又は監察機関は法により処分を与える。

弁護士、登録会計士等の専門人員は本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、関連部門によりその就業証書を取り上げる。

第二十五条 経営者が本法第十二条の規定に違反して懸賞販促を行なった場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。

第二十六条 経営者が本法第十三条の規定に違反して他人の商業上の信用、商品の評判を損ねた場合、監督検査部門により、違法行為の停止、影響の取り除きを命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。

第二十七条 経営者が本法第十四条の規定に違反して他の経営者の正常な経営を妨害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。

第二十八条 経営者が本法第十五条の規定に違反して不正競争に従事した場合、法律、行政法規に別段の定めがある場合を除き、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。

第二十九条 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門により、信用記録に記入し、かつ、関連する法律、行政法規の規定に基づき公表する。

第三十条 経営者が本法の規定に違反し、民事賠償責任及び過料の納付を負わなければならないが、なお、その財産が足りず、これを同時に支払うことができない場合、民事賠償責任を優先的に負担する。

第三十一条 監督検査部門が法により職責を行使することを妨害し、治安管理条例違反行為に該当する場合、公安機関により、「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づき処罰する。

第三十二条 当事者は監督検査部門が下した決定に不服がある場合、法により行政再審

を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。

第三十三条 監督検査部門及びその職員が私情にとらわれて不正なことを行い、職権を濫用し、職務を怠った場合、責任のある幹部及び直接責任者に対して、法により処分を与える。

第三十四条 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第五章 附 則

第三十五条 本法は、 年 月 日から施行する。

「中華人民共和國反不正競争法」

改正前後の比較表

(条文の中の黒字部分は、改正後法令が現行法に対する削除、修正又は補充の内容)

改正前	改正後
第一章 総則	第一章 総則
第一条 社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公正競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するために、本法を制定する。	第一条 社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公正競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するために、本法を制定する。
第二条 経営者は、市場取引の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。 本法にいう不正競争とは、経営者が 本法 の規定に違反して、不正の手段で市場取引に従事し、他の経営者の合法的な権益を損ね、 社会経済 秩序を攪乱する行為をいう。 本法にいう経営者とは、商品の経営又は営利的役務（以下、「商品」という場合は役務を含む）に従事する法人、その他 経済 組織及び 個人 をいう。	第二条 経営者は、市場取引の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。 本法にいう不正競争 行為 とは、経営者が 前項 の規定に違反して、 不正の手段 で市場取引に従事し、他の経営者の合法的な権益を損ね、 競争 秩序を攪乱する行為をいう。 本法にいう経営者とは、商品の経営又は営利的役務（以下、「商品」という場合は役務を含む）に従事する 自然人 、法人及びその他組織をいう。
第三条第一項 各級人民政府は、措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。	第三条 各級人民政府は、措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。 国务院 は、不正競争業務の調整体制を構築し、反不正競争に関する重大な政策を研究、決定し、 競争 秩序の維持に関する重大な問題を調整、処理する。

<p>第三条第二項 県級以上の人民政府における 工商行政管理部門は、不正競争行為に対し監督 検査を行う。法律又は行政法規にその他の部門 が監督検査を行う旨が規定されている場合は、 その規定に従う。</p>	<p>第四条 県級以上の人民政府における工商行 政管理の職責を行使する部門（以下、「工商行政 管理部門」という）は、不正競争行為に対し摘発 を行う。法律又は行政法規にその他の部門が摘発 を行う旨が規定されている場合は、その規定に従 う。</p>
<p>第四条 国は、いかなる組織及び個人が不正 競争行為に対し社会監督を行うことを奨励、支 持又は保護する。</p> <p>国家機関の職員は、不正競争行為を支持し、 又は庇ってはならない。</p>	<p>第五条 国は、いかなる組織及び個人が不正競 争行為に対し社会監督を行うことを奨励、支持又 は保護する。</p> <p>国家機関及びその職員は、不正競争行為を支持 し、又は庇ってはならない。</p>
<p align="center">第二章 不正競争行為</p>	<p align="center">第二章 不正競争行為</p>
<p>第五条 経営者は、次に掲げる不正の手段を 用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与 えてはならない。</p> <p>（一）他人の登録商標を詐称すること。</p> <p>（二）知名商品に特有の名称、包装、装飾を 無断で使用し、又は知名商品に類似する名称、 包装、装飾を使用して、他人の知名商品と混同 を生じさせ、購入者に当該知名商品であると誤 認させること。</p> <p>（三）他人の企業名称又は名前を無断で使用 し、人々に他人の商品であると誤認させること。</p> <p>（四）商品の上に認証標識、著名優秀標識等 の品質標識を偽造又は盗用し、原産地を偽造し て、商品の品質について、人々の誤解を招く虚 偽の表示をすること。</p>	<p>第六条 経営者は、次に掲げる不正の手段を用 いて市場取引に従事してはならない。</p> <p>（一）知名商品に特有の名称、包装、装飾を無 断で使用し、又は知名商品に類似する名称、包装、 装飾を使用して、他人の知名商品と混同を生じさ せ、人々に当該知名商品であると誤認させるこ と。</p> <p>（二）他人の企業名称及びその略称、屋号、又 は他人の名前、ペンネーム、芸名、又は社会組織 の名称及びその略称を無断で使用し、人々に他人 の商品であると誤認させること。</p> <p>（三）他人のドメインの主体部分、ウェブサイ ト名称、ウェブページ及びチャンネル、番組、コ ーラムの名称及び標識等を無断で使用し、人々に 他人の商品であると誤認させること。</p> <p>（四）他人の登録商標、未登録の馳名商標を企 業名称の中の屋号として使用し、公衆をミスリー</p>

	<p>ドすること。</p>
<p>第六条 公共企業又は法により独占的地位を有している経営者は、他の経営者の公正競争を排除するために、指定された経営者の商品に限定して他人に購入させてはならない。</p>	
<p>第七条 政府及び所属部門は行政権力を濫用して、指定された経営者の商品に限定して他人に購入させ、その他の経営者の正当な経営活動を制限してはならない。</p> <p>政府及び所属部門は行政権力を濫用して、その他の地方の商品が本地域の市場に流入し、又は本地域の商品がその他の地方の市場に流出することを制限してはならない。</p>	
<p>第八条 経営者は、商品を販売又は購入するために、財物又はその他の手段を用いて賄賂を行ってはならない。相手組織又は個人に記帳しない割戻しをひそかに与えた場合、贈賄行為と見なして処置する。相手組織又は個人は記帳しない割戻しをひそかに受け取った場合、収賄行為と見なして処置する。</p> <p>経営者が商品を販売又は購入する際に、明示の方式により相手側に割引を与え、仲介人にコミッションを与えることができる。経営者は相手側に割引を与え、仲介人にコミッションを与えた場合、必ず事実通りに記帳しなければならない。割引、コミッションを受け取った経営者は必ず事実通りに記帳しなければならない。</p>	<p>第七条 経営者は、財物又はその他の手段を用いて取引相手又は取引に影響を与え得る第三者に対して賄賂を行ってはならない。取引相手又は取引に影響を与え得る第三者は、賄賂を受け取ってはならない。</p> <p>経営者が取引活動において明示の方式により取引相手に割引を支払い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。経営者が取引相手に割引を支払い、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割引、コミッションを受け取った経営者も事実通りに記帳しなければならない。</p> <p>経営者の職員が賄賂を利用して経営者のために取引チャンス又は競争優位性を獲得した場合、経営者自身の行為であると認定しなければならない。但し、経営者はこれが職員の個人行為であ</p>

	<p>ることを証明できる証拠を有する場合は、この限りではない。</p> <p>本条第一項における「取引に影響を与え得る第三者」とは、職権を利用して取引に影響を与え得る組織又は個人のことをいう。</p>
<p>第九条 経営者は、広告又はその他の方法を利用して、商品の品質、構成成分、性能、用途、生産者、有効期間、産地等について、人々の誤解を招く虚偽の宣伝を行ってはならない。</p> <p>広告経営者は、明らかに知り、又は知るべきでありながら、虚偽の広告を代理、設計、制作、公布してはならない。</p>	<p>第八条 経営者は、広告又はその他の方法を利用して、虚偽又は人々の誤解を招く商業宣伝に従事してはならず、虚偽の取引を行ってはならない。</p>
<p>第十条 経営者は、次に掲げる手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。</p> <p>(一) 窃取、誘引、脅迫又はその他不正の手段を用いて、権利者の営業秘密を取得すること。</p> <p>(二) 前号の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(三) 取り決めに違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、把握した営業秘密を開示、使用し、又はその使用を他人に許諾すること。</p> <p>第三者は、前項に述べた違法行為であることを明らかに知り、又は知るべきでありながら、他人の営業秘密を獲得、使用又は開示した場合、営業秘密の侵害と見なす。</p> <p>本条における営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことが</p>	<p>第九条 経営者は、次に掲げる営業秘密の侵害行為を実施してはならない。</p> <p>(一) 窃取、賄賂、脅迫又はその他不正の手段を用いて、権利者の営業秘密を取得すること。</p> <p>(二) 前号の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(三) 取り決めに違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、把握した営業秘密を開示、使用し、又はその使用を他人に許諾すること。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者により相応する秘密保持措置が講じられた技術情報及び経営情報をいう。</p> <p>第十条 次に掲げる行為は、営業秘密を侵害する行為に該当する。</p>

<p>でき、実用性を有し、かつ、権利者により相応する秘密保持措置が講じられた技術情報及び経営情報をいう。</p>	<p>(一) 営業秘密権利者の職員、元職員は、本法第九條第一項に規定された行為を実施した場合。</p> <p>(二) 第三者は、営業秘密の出所は本法第九條第一項に規定された不法ルートに該当することを明らかに知り、又は知るべきでありながら、これを獲得、開示、使用し、又はその使用を他人に許諾した場合。</p> <p>国家機関の職員、弁護士、登録会計士等の専門人員は、職責を履行する中で知った営業秘密に対して秘密保持をしなければならない。</p>
<p>第十一條 経営者は競争相手を排除することを目的として、コストを割る価格で商品を販売してはならない。</p> <p>次に掲げる状況のいずれに該当する場合は、不正競争行為とみなさない。</p> <p>(一) 新鮮・生鮮商品を販売した場合。</p> <p>(二) 有効期限がもうすぐ切れる商品又はその他売行不振の商品を処理した場合。</p> <p>(3) 季節性の値下りである場合。</p> <p>(4) 債務弁済、転業、営業停止により値下げして商品を販売した場合。</p>	
<p>第十二條 経営者が商品を販売する際は、購買者の意思に違背して商品の抱合せ販売をし、又はその他の不合理な条件を付加してはならない。</p>	<p>第十一條 経営者が商品を販売する際は、購買者の意思に違背して商品の抱合せ販売をしてはならず、その他の不合理な条件を付加してはならない。</p>
<p>第十三條 経営者は次に掲げる懸賞販促に従事してはならない。</p> <p>(一) 懸賞があることを偽り、又は意図的に内定者を当選させる詐欺的な方法を用いて懸賞</p>	<p>第十二條 経営者の懸賞販促において、次に掲げる状況が存在してはならない。</p> <p>(一) 設定された懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品等の懸賞販促に関する情報</p>

<p>販促を行うこと。</p> <p>(二) 懸賞販促の手段を利用して、品質の悪い商品を高価格で販売すること。</p> <p>(三) 抽選式懸賞販促で、最高賞の金額が 5000 元を超えること。</p>	<p>を明示せず、景品交換に影響を与えること。</p> <p>(二) 懸賞があることを偽り、又は意図的に内定者を当選させる詐欺的な方法を用いて懸賞販促を行うこと。</p> <p>(三) 抽選式懸賞販促で、最高賞の金額が二万円を超えること。</p>
<p>第十四条 経営者は、虚偽の事実を捏造し、又は散布することにより、競争相手の商業上の信用又は商品の評判を損ねてはならない。</p>	<p>第十三条 経営者は、虚偽の事実を捏造し、又は散布することにより、競争相手の商業上の信用又は商品の評判を損ねてはならない。</p>
<p>第十五条 入札者は入札談合をして、入札の価格の引き上げ又は引き下げをしてはならない。</p> <p>入札者と入札募集者は、結託して競争相手の公正競争を排除してはならない。</p>	
	<p>第十四条 経営者は、技術手段を利用し、次の各号に掲げるユーザーの選択に影響を与え、他の経営者の正常な経営を妨害する行為を実施してはならない。</p> <p>(一) 許諾を得ずに、他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又は役務にリンクを挿入し、強制的にターゲットジャンプさせること。</p> <p>(二) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務を修正、閉鎖、アンインストールするようユーザーをミスリード、欺罔、脅迫すること。</p> <p>(三) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務の正常な動作を妨害又は破壊すること。</p>

	<p>(四) 他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又は役務に対して、悪意に非互換を実施すること。</p>
	<p>第十五条 経営者が本法第二条の規定に違反し、かつ、本法第二章第六条から第十四条並びに関連する法律、行政法規に明確な規定がない場合、競争秩序を嚴重に破壊し、確かに摘発が必要とされている市場取引行為に対して、国务院工商行政管理部門にて、或いは国务院工商行政管理部門が国务院関連部門と共同で研究を行い、不正競争行為に該当すると認定すべきである旨の意見を提出し、国务院に報告して決定してもらおう。</p>
<p>第三章 監督検査</p>	<p>第三章 監督検査</p>
<p>第十六条 県級以上の監督検査部門は不正競争行為に対して監督検査を行うことができる。</p>	
<p>第十七条 監督検査部門は、不正競争行為を監督検査する際に、次に掲げる職権を行使する権利を有する。</p> <p>(一) 所定の手続に従い、検査を受ける経営者、利害関係者、証明者に訊問し、なお、証明材料又は不正競争行為に関するその他の資料を提供するよう要求すること。</p> <p>(二) 不正競争行為に関連する協議、帳冊、証票、書類、記録、業務上書簡電報及びその他の資料を調べ、複製すること。</p> <p>(三) 本法第五条に規定された不正競争行為に関する財物を検査する。必要がある場合、検査を受ける経営者に当該商品の出所及び数量を説明し、販売を一時的に停止し、検査を待ち、</p>	<p>第十六条 監督検査部門は、不正競争行為を調査する際に、次に掲げる職権を行使する権利を有する。</p> <p>(一) 不正競争行為の疑いのある経営場所に立ち入って検査を行うこと。</p> <p>(二) 調査を受ける経営者、利害関係者及びその他の関係組織、個人に訊問し、なお、証明材料又は不正競争行為に関するその他の資料を提供するよう要求すること。</p> <p>(三) 不正競争の疑いのある行為に関連する協議、帳簿、証票、書類、記録、業務上書簡電報及びその他の資料を調べ、複製すること。</p> <p>(四) 調査を受ける経営者に対して、不正競争行為を停止し、関連する財物の出所及び数量を説</p>

<p>当該財物を移転、隠匿、湮滅してはならないよう命じることができる。</p>	<p>明するよう命じること。</p> <p>(五) 不正競争行為の疑いのある関連財物を差押え、押収すること。</p> <p>(六) 不正競争行為の疑いのある経営者の銀行口座及び預金に関する会計証票、帳簿、取引明細書等を確認すること。</p>
<p>第十八条 監督検査部門職員は、不正競争行為の監督検査を行う際に、検査証明書類を呈示しなければならない</p>	<p>第十七条 監督検査部門及びその職員は、不正競争行為の監督検査を行う際に、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。</p>
<p>第十九条 監督検査部門が不正競争行為の監督検査を行う際は、検査を受ける経営者、利害関係者及び証明者は、事実通りに関連する資料又は状況を提供しなければならない。</p>	<p>第十八条 監督検査部門が不正競争行為の監督検査を行う際は、検査を受ける経営者、利害関係者及びその他関連組織、個人は、事実通りに関連する資料又は状況を提供しなければならない。</p> <p>監督検査部門が不正競争行為の抽出検査を行う際は、検査対象を任意に抽出し、法執行検査員を任意に派遣し、なお、抽出検査の状況及び処理の結果を速やかに社会に公開しなければならない。</p>
	<p>第十九条 いかなる組織又は個人も監督検査部門に不正競争行為を通報する権利を有する。監督検査部門は、通報を受理する電話番号、郵便ボックス又は電子メールアドレスを社会に公開し、通報を受理する職員を配置しなければならない。実名通報者に対して、監督検査部門は処理の結果を告知し、かつ秘密を保持しなければならない。</p>
<p>第四章 法的責任</p>	<p>第四章 法的責任</p>
<p>第二十条 経営者は、本法に違反して被害経営者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わ</p>	<p>第二十条 経営者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負</p>

<p>なければならない。被害経営者の損失が計算しにくい場合、賠償額は権利侵害者が侵害期間において侵害行為により獲得した利潤とする。なお、被害経営者が当該経営者による自己の合法的な権益を侵害する不正競争行為を調査するために支出した合理的な費用も負担しなければならない。</p> <p>被害経営者は、合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>わなければならない。</p> <p>経営者は、不正競争行為により合法的な権益が損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。</p>
<p>第二十一条 経営者が他人の登録商標を詐称し、無断で他人の企業名称又は名前を使用し、認証標識、著名優秀標識等の品質標識を偽造又は盗用し、原産地を偽造し、商品品質について人々の誤解を招く虚偽の表示をした場合、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国産品質量法」の規定により処罰する。</p> <p>経営者が無断で知名商品の特有な名称、包装、装飾を使用し、又は知名商品と類似する名称、包装、装飾を使用して他人の知名商品と混同させ、購入者に当該知名商品であるかの誤認を与えた場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。なお、情状により違法所得の一倍以上三倍以下の過料に処することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げることができる。虚偽粗悪商品を販売して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第二十一条 経営者が本法第六条第一項から第三項の規定に違反した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が五万元以上である場合、違法経営額の五倍以下の過料を併科することができ、違法経営額がない又は違法経営額が五万元未満の場合、二十五万元以下の過料を併科することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。</p> <p>経営者が本法第六条第四項の規定に違反した場合、監督検査部門により、一ヶ月以内に名称変更登記を申請するよう経営者に命じる。期限が過ぎても変更登記の申請を提出しない場合、監督検査部門により、前項の規定により処罰を行い、なお、元の企業登記機関により、かかる名称を企業信用情報開示システムから削除し、統一社会信用代码でかかる名称を代替し、かつ、経営異常名簿に載せる。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。</p>
<p>第二十二条 経営者が商品を販売又は購入す</p>	<p>第二十二条 経営者が本法第七条の規定に違</p>

<p>るために、財物又はその他の手段を用いて賄賂を行い、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、監督検査部門は、情状により一万元以上二十万元以下の過料に処することができる。違法所得がある場合、これを没収する。</p>	<p>反し、他人に賄賂を使い又は賄賂を受け取った場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上三百万元以下の過料に処する。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。</p>
<p>第二十三条 公共企業又は法により独占地位を有している経営者は、他の経営者の公正競争を排除するために、指定される経営者の商品に限定して他人に購入させる場合、省級又は区を設けている市の監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならない、なお、情状により五万元以上二十万元以下の過料に処することができる。指定された経営者は、その機を利用して品質の悪い商品を高価格で販売する又は費用を過剰に徴収した場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならない、なお、情状により違法所得の一倍以上三倍以下の過料に処することができる。</p>	
<p>第二十四条 経営者が広告又はその他の方法を用いて、商品について人々の誤解を招く虚偽の宣伝を行った場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を除去するよう命じなければならない、なお、情状により一万元以上二十万元以下の過料に処することができる。</p> <p>広告経営者が明らかに知り、又は知るべきでありながら、虚偽の広告を代理、設計、制作、公布した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、なお、法により</p>	<p>第二十三条 経営者が本法第八条の規定に違反した場合、「中華人民共和国広告法」の規定により処罰する。「中華人民共和国広告法」に規定がない場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、二十万以上百万元以下の過料に処する。情状が重い場合、百万元以上二百万元以下の過料に処し、なお、営業許可証を取り上げることができる。</p>

<p>過料に処さなければならない。</p>	
<p>第二十五条 本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じなければならない。なお、情状により一万元以上二十万元以下の過料に処することができる。</p>	<p>第二十四条 経営者が本法第九条の規定に違反し、又は第三者が本法第十条に違反して、営業秘密を侵害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。</p> <p>営業秘密権利者の職員、元職員が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以下の過料に処する。</p> <p>国家機関の職員が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、任免機関又は監察機関は法により処分を与える。</p> <p>弁護士、登録会計士等の専門人員は本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、関連部門によりその就業証書を取り上げる。</p>
<p>第二十六条 経営者が本法第十三条の規定に違反して懸賞販促を行った場合、監督検査部門は、違法行為の停止を命じなければならない。なお、情状により一万元以上十万元以下の過料に処することができる。</p>	<p>第二十五条 経営者が本法第十二条の規定に違反して懸賞販促を行った場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。</p>
	<p>第二十六条 経営者が本法第十三条の規定に違反して他人の商業上の信用、商品の評判を損ねた場合、監督検査部門により、違法行為の停止、影響の除去を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百</p>

	<p>万元以下の過料に処する。</p>
<p>第二十七条 入札者が入札談合をして入札の価格の引き上げ又は引き下げをした場合、入札者と入札募集者が競争相手の公平競争を排除するために結託した場合、その落札は無効とする。監督検査部門は情状により一万元以上二十万元以下の過料に処することができる。</p>	
	<p>第二十七条 経営者が本法第十四条の規定に違反して他の経営者の正常な経営を妨害した場合、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。</p>
	<p>第二十八条 経営者が本法第十五条の規定に違反して不正競争に従事した場合、法律、行政法規に別段の定めがある場合を除き、監督検査部門により、違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の過料に処する。情状が重い場合、五十万元以上三百万元以下の過料に処する。</p>
	<p>第二十九条 経営者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門により、信用記録に記入し、かつ、関連する法律、行政法規の規定に基づき公表する。</p>
	<p>第三十条 経営者が本法の規定に違反し、民事賠償責任及び過料の納付を負わなければならないが、なお、その財産が足りず、これを同時に支払うことができない場合、民事賠償責任を優先的に負担する。</p>
<p>第二十八条 経営者が、一時的に販売を停止</p>	<p>第三十一条 監督検査部門が法により職責を</p>

<p>し、不正競争行為に関する財物を移転、隠匿、湮滅してはならないという命令に違反した場合、監督検査部門は情状により販売、移転、隠匿、湮滅された財物の価格の一倍以上三倍以下の過料に処することができる。</p>	<p>行使することを妨害し、治安管理違反行為に該当する場合、公安機関により、「中華人民共和国治安管理条例」の規定に基づき処罰する。</p>
<p>第二十九条 当事者は、監督検査部門が下した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受領した日から十五日以内に一級上の主管機関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定書を受領した日から十五日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。又、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。</p>	<p>第三十二条 当事者は監督検査部門が下した決定に不服がある場合、法により行政再審を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。</p>
<p>第三十条 政府及びその所属部門が本法第七条に違反して、指定された経営者の商品に限定して他人に購入させ、その他の経営者の正当な経営活動を制限し、又は商品が地域間を正常に流通することを制限した場合、上級機関により是正を命じる。情状が重い場合、同級又は上級機関により直接責任者に対し行政処分を与える。指定された事業者がこの機を利用して品質の悪い商品を高価格で販売し、又は費用を過剰に要請した場合、監督検査部門は、違法所得を没収しなければならない。なお、情状により違法所得の 一倍以上三倍以下の過料に処することができる。</p>	
<p>第三十一条 不正競争行為を監督検査する国家機関の職員は職権を濫用し、職務を怠り、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究す</p>	<p>第三十三条 監督検査部門及びその職員が私情にとらわれて不正を働き、職権を濫用し、職務を怠った場合、責任のある幹部及び直接責任者に</p>

<p>る。犯罪を構成しない場合、行政処分を与える。</p> <p>第三十二条 不正競争行為を監督検査する国家機関の職員は、私情にとらわれて不正を働き、本法に違反して犯罪を構成した経営者であることを明らかに知りながら、それを故意に庇って起訴から逃れさせた場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>対して、法により処分を与える。</p>
	<p>第三十四条 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p style="text-align: center;">第五章 附 則</p>	<p style="text-align: center;">第五章 附 則</p>
<p>第三十三条 本法は 1993 年 12 月 1 日 から施行する。</p>	<p>第三十五条 本法は、 年 月 日から施行する。</p>